**○○○自転車駐車場指定管理者共同事業体協定書**

別紙１

（目的）

第１条　当共同事業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

1. ○○○自転車駐車場の管理運営業務
2. 前号に付帯する事業

（名称）

第２条　当事業体は、●●●●●共同事業体（以下「事業体」という。）と称する。

（事業所の所在地）

第３条　当事業体は、事務所を福岡市○○区○○丁目○○番○○号に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第４条　当事業体は、令和○○年○月○日に成立し、○○○自転車駐車場の管理運営業務終了後３ヶ月を経過するまでの間は、解散することができない。

２　○○○（公の施設名）の指定管理者に選定されなかったときは、当事業体は、前項の規定にかかわらず、当該○○○自転車駐車場の指定管理者が福岡市議会において議決された日に解散するものとする。

（構成員の住所及び氏名）

第５条　当事業体の構成員は、次のとおりとする。

福岡市○○区○○丁目○○番地○○号

●●●●株式会社

福岡市○○区○○丁目○○番地○○号

NPO法人△△△△

福岡市○○区○○丁目○○番地○○号

××××株式会社

（代表者の名称）

第６条　当事業体は、●●●●株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第７条　当事業体の代表者は、○○○自転車駐車場の管理運営業務に関し、当事業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、福岡市と折衝する権限並びに指定管理料の請求、受領及び当事業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合）

第８条　各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、○○○自転車駐車場の管理運営業務について福岡市と締結する協定内容の変更増減があっても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

●●●●株式会社　　　　○○％

NPO法人△△△△　　　　 ○○％

××××株式会社　　　　○○％

２　金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ構成員が協議して評価するものとする。

（運営委員会）

第９条　当事業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに○○○自転車駐車場の管理運営業務の基本に関する事項、資金管理方法、委託企業の決定その他の当事業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議のうえ決定し、当該施設の管理運営に当たるものとする。

（構成員の責任）

第10条　各構成員は、○○○自転車駐車場の管理運営業務の実施に伴い当事業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

（取引金融機関）

第11条　当事業体の取引金融機関は、○○銀行とし、共同事業体の名称を冠した代表　者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

（決算）

第12条　当事業体は、年度ごとに決算するものとする。

（利益金の配当の割合）

第13条　決算の結果利益が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員に利益を配当するものとする。

（欠損金）

第14条　決算の結果欠損金が生じた場合には、第８条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担する。

（権利義務の譲渡の制限）

第15条　本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

（指定管理期間中における構成員の脱退に対する措置）

第16条　構成員は、福岡市及び構成員全員の承認がなければ、当事業体の指定管理期間が終了するまでは脱退することができない。

２　構成員のうち指定管理期間中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して管理運営業務を遂行する。

３　第１項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第８条に規定する割合に加えた割合とする。

４　脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

５　決算の結果利益が生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

（構成員の除名）

第17条　　当事業体は、構成員のいずれかが、○○○自転車駐車場の管理運営業務の途中において重要な義務の不履行、その他の除名し得る正当な事由が生じた場合においては、他の構成員全員及び福岡市の承認により当該構成員を除名することができるものとする。

２　前項の場合において、除名した構成員に対してその旨を通知しなければならない。

３　第１項の規定により構成員が除名された場合においては、前条第２項から第５項までを準用するものとする。

（指定管理期間中における構成員の破産又は解散に対する処置）

第18条　構成員のうちいずれかが指定管理期間途中において破産又は解散した場合においては、第16条第２項から第５項までを準用するものとする。

（代表者の変更）

第19条　代表者が脱退若しくは除名された場合においては、従前の代表者に代えて、福岡市及び他の構成員の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができる。

（解散瑕疵担保責任）

第20条　当事業体が解散した後においても、○○○自転車駐車場の管理運営業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

（構成員の業務分担）

第21条　各構成員の業務分担は、別紙「業務分担表」のとおりとする。

※【業務分担表】を作成のうえ、添付。

（協定書に定めのない事項）

第22条　この協定書に定めがない事項については、運営委員会において定めるものとする。

●●●●株式会社外２社は、上記のとおり○○○自転車駐車場指定管理者共同事業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書○通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

　令和○年○月○日

住所　福岡市○○区○○丁目○○番地○○号

●●●●株式会社

　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　住所　福岡市○○区○○丁目○○番地○○号

NPO法人△△△△

　　　　　　　代表　　　　　　　　　　　　　　　　　印

住所　福岡市○○区○○丁目○○番地○○号

××××株式会社

　　　　　　　代表取締役　　　　　　　　　　　　　　印